

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四五

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成十六年度における国及び地方公共団体を通じた財政改革のための国の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員等に係る退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費を国庫負担の対象外としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

二、公立養護学校整備特別措置法の一部改正

公立の養護学校の小学部及び中学部の教職員に係る義務教育費国庫負担金の対象経費のうち、退職手当に要する経費及び児童手当に要する経費について、国庫負担の対象外とすること。

三、その他

- 1 この法律は、平成十六年四月一日から施行すること。
- 2 政府は、一及び二に基づく措置については、公立の義務教育諸学校並びに公立の養護学校の小学部及び中学部に係る教職員の給与等に要する経費の負担の在り方に関する平成十八年度末までの検討の状況並びに社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この法律による改正後の義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十五年度以前の年度に係る経費につき平成十六年度以降の年度に支出される国の負担については、なお従前の例によること。
- 4 その他所要の規定の整備を行うこと。